

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛飾吉川松伏線

三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	三郷市天神一丁目五番一地先から吉川市大字保字下河原三四番一地先まで	六・二〇〇 一七・三五	四〇八〇・一七	旧 A は、三郷市道及び吉川市道に引き継ぐ。 新 A の一部は、県道越谷流山線と重複。
新 A	三郷市天神一丁目五番一地先から吉川市大字保字上河原五二番一地先まで	一一・九八〇 一一一・八〇	五五二五・〇〇	
旧 B	三郷市上彦名字本田井堀内二八七番四地先から同市上彦名字古川端一八番一地先まで	一一・四八〇 二五・〇〇	七七三・〇〇	